

## 光回線「転用契約」でトラブル 不適切な勧誘に注意を

2015年2月からNTT東日本と西日本がインターネット（光回線）サービスの卸売りを開始し、NTT両社から光回線設備を借り受けたさまざまな事業者（光コラボレーション事業者）が光回線に独自のサービスをセットして販売できるようになりました。消費者の選択肢が増えましたが、不適切な電話勧誘や消費者が仕組みを十分理解しないまま契約してトラブルになった事例が多く寄せられています。

▼これまで契約していた大手通信事業者を名乗り「新しくサービスが始まるのでネットが安くなる」と電話勧誘されたので、契約している会社の別のプランだと思い、契約してしまった。解約したい。（60代・男性）

▼「ネット通信と電話、テレビをセットで乗り換えると安くなる」としつこく電話で勧誘され、契約を了承した。相手業者の指示に従ってパソコンを操作した後、相手からの遠隔操作が始まった。よく内容が分からないまま契約変更の手続きが終わった。（60代・男性）

元々加入していたNTTの光回線サービスから、光回線設備はそのままで、新たな工事を実施することなく光コラボレーション事業者が提供する光回線サービスに乗り換えることを「転用」といいます。転用の手続きそのものは簡易なものです。その複雑な契約内容は、電話の説明のみで容易に理解できるものではありません。また、転用後に元のNTTとのサービスに戻したいと思っても、NTTとは新たな契約をすることになり、工事が必要になったり、元の電話番号は原則変更となることにも注意が必要です。

光回線の転用契約を含む電気通信サービスには、消費者保護ルールとして「初期契約解除制度」が適用されます。契約書面の受領日から8日間は、事業者の同意がなくても消費者の書面による申し出により契約が解除できます。契約後に解約したいと思った場合は、すぐに光コラボレーション事業者へ申し出るようにしましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。（開設時間：平日8:30～17:00）

土曜日は電話相談（9:00～17:00）のみ

受付消費者ホットライン ☎（局番なし）188番（いやや!）

※☎（局番なし）188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。